

蒲郡市次世代自動車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として、クリーンエネルギー利用を積極的に支援するため、次世代自動車を購入する者に対し、予算の範囲内において交付する蒲郡市次世代自動車購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査済自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。
- (2) 次世代自動車 燃料電池自動車及び電気自動車をいう。
- (3) 燃料電池自動車 水素を燃料とし、搭載された燃料電池によって駆動する電動機を原動機とする検査済自動車をいう。
- (4) 電気自動車 搭載された電池によって駆動する電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない4輪以上の検査済自動車をいう。
- (5) 初度登録 道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに初めて登録することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自ら使用し、又は自らの事業に使用する目的で次世代自動車を購入した者であつて、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以後に、当該自動車を初度登録する個人又は法人であること。
- (2) 個人にあつては、初度登録をする時点において、市内に住所を有し、かつ、当該次世代自動車の自動車検査証に当該個人が使用者として記載されていること。
- (3) 法人にあつては、初度登録をする時点において、市内に本社、支社、支店又は営業所等を置き、かつ、当該次世代自動車の自動車検査証に当該法人が使用

者として記載されていること及び自動車検査証に記載されている使用の本拠地が市内であること。

- (4) 市税及び国民健康保険税（延滞金を含む。以下「市税等」という。）の滞納がないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者は、補助の対象としない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に100分の10を乗じて得た額とし、1台当たりの上限額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 燃料電池自動車 30万円

(2) 電気自動車 5万円

- 2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 補助対象経費は、車両本体価格（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、車両本体価格の値引きがある場合は、当該値引き後の価格とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日までに、蒲郡市次世代自動車購入費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 自動車検査証の写し

(2) 車両販売店が発行した領収書の写し（ローンによる支払の場合は、ローン契約書の写し）

(3) 次世代自動車の車両本体価格が明記されている書類の写し

(4) 個人にあっては申請者の住民票の写し（申請日前2か月以内に発行されたもの）又は住所が確認できるものの写し（運転免許証等の写し）、法人にあっては履歴事項全部証明書の写し（申請日前2か月以内に発行されたもの）

(5) 市税等において滞納がないことを調査するための同意書（第2号様式）

(6) その他市長が必要と認めたもの

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき、燃料電池自動車及び電気自動車それぞれ1台に限る。ただし、当該自動車の購入完了日から起算して5年を経過したときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の交付申請書を先着順に受付を行い、予算の範囲を超えるときは、受付を締め切ることができる。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受け付けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を蒲郡市次世代自動車購入費補助金交付決定通知書（第3号様式）により速やかに当該申請者に通知しなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに蒲郡市次世代自動車購入費補助金交付請求書（第4号様式）を提出し、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、速やかに蒲郡市次世代自動車購入費補助金交付申請取下書（第5号様式）を市長に届け出なければならない。

（財産の処分の制限）

第9条 補助事業により取得した次世代自動車（以下「補助対象自動車」という。）については、4年以内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

(1) 天災による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由により補助対象自動車を処分するとき。

(2) 初期不良又は故障により補助対象自動車を買替え、又は処分するとき。

(3) その他市長が認めたとき。

2 市長の承認を受けて補助対象自動車を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 前条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。
- (4) その他市長が不適當と認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第20条の規定を適用する。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。